

金融行政の混迷を回顧する

2015年10月29日

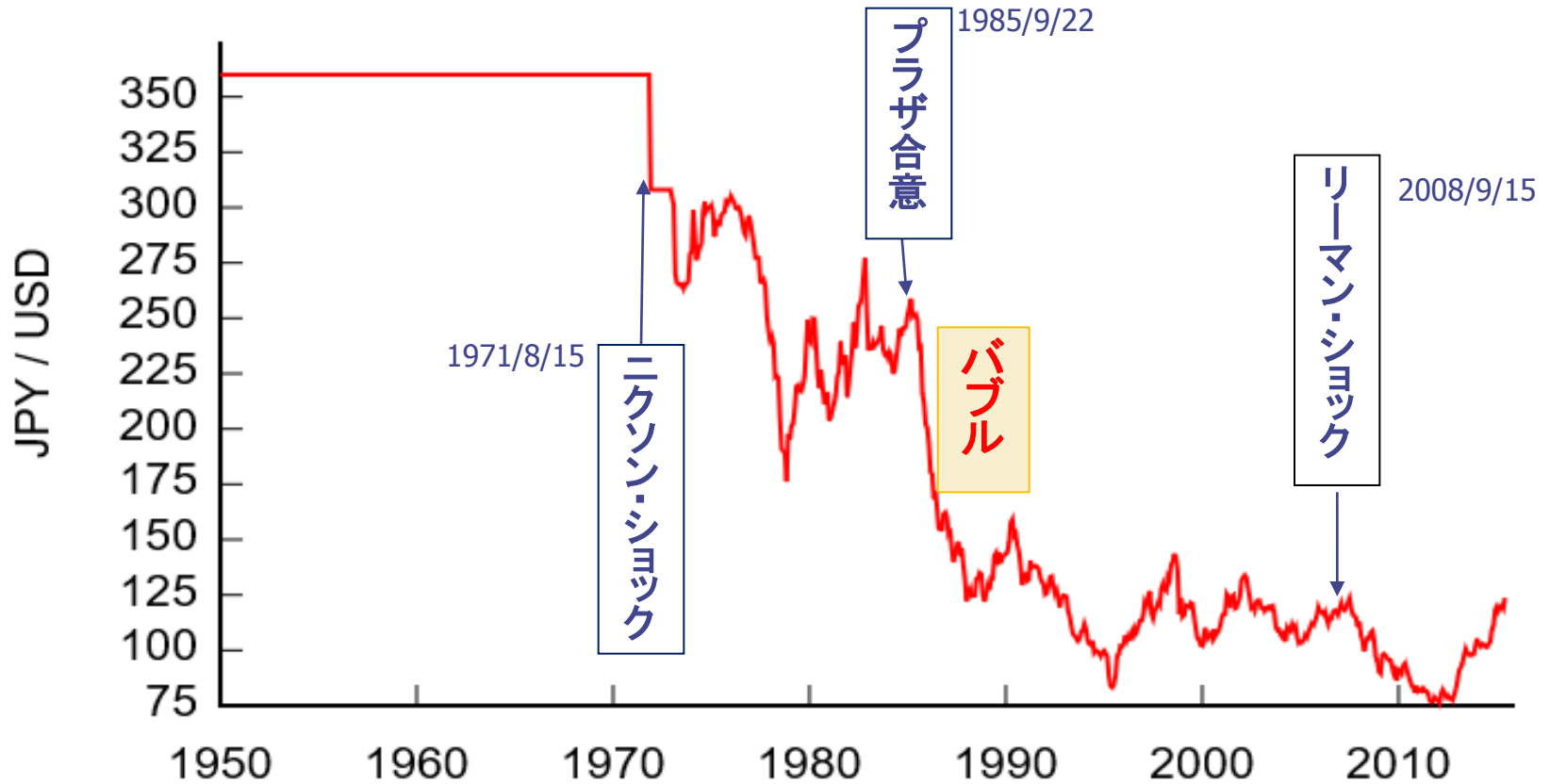
早稲田大学 西村吉正

円・ドル為替の推移

高度成長期

Japan as No.1

失われた20年……



(バブル崩壊後の)失われた10年、15年、20年？

- 1989.12 株価ピーク (38,915円)
- 1991. 9 地価ピーク (90.3 不動産総量規制)、**バブル崩壊**
- 1995.12 住専処理策発表 (**公的資金投入**6850億円)
- 1996.11 **橋本首相**、日本版**ビッグバン**を指示
- 1997.11 拓銀、山一破綻
- 1998.10 長銀、日債銀破綻 (**金融危機**)
- 2001. 4 **小泉首相**就任、**構造改革路線**
- 2002. 1 「景気の谷」 (→「いざなぎ」超え景気回復)
- 2002.10 **竹中金融相**就任、**金融再生プログラム**
- 2005. 3 不良債権半減目標達成
- 2008. 9 リーマン・ショック

なぜ「先送り」されたのか？

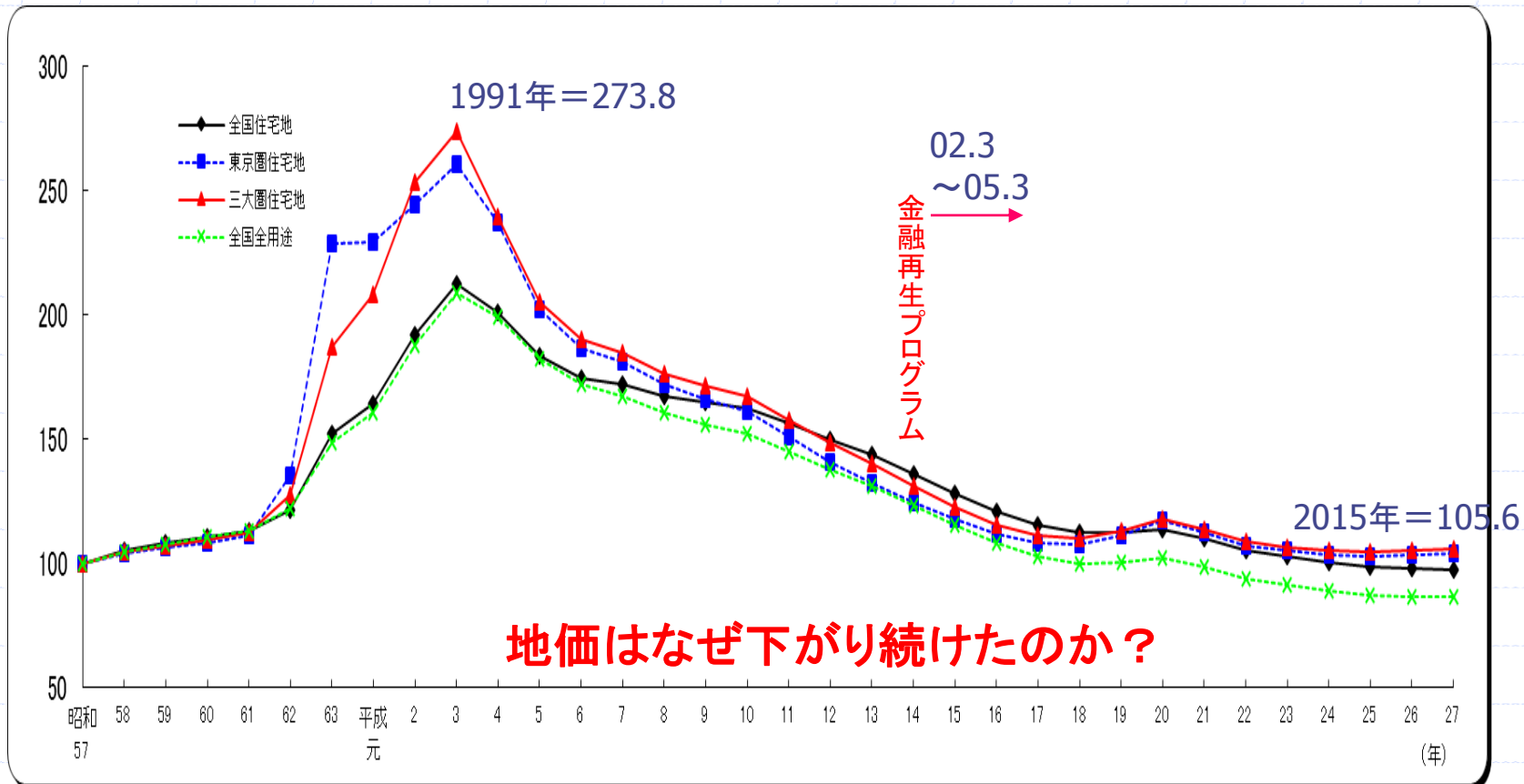
- 日本経済の底力に対する自信
(ニクソンショック、オイルショック、・・黒船、敗戦も克服)
 - 地価・株価は数年後には下げ止まる
 - 本業の収益力は健全、バブルの傷跡は穴埋め可能
- 1 バブル経済の崩壊が金融機関に与えた影響は極めて大きく、その克服には真剣な取り組み努力と相当の調整機関を要する。
 - 2 しかし今日のわが国金融システムを取り巻く基礎的諸条件は、かつてとは比較にならないほど強固なものとなっている。
 - 3 従って、冷静・沈着な対応努力を積み重ねることによって問題を解決することが可能である。

(1992.8.18 「金融行政の当面の運営方針」)

なぜ不良債権は増え続けたのか？

不良貸出が増えている？ 担保価値が減っている？

地価水準の推移 (1982年=100)



(国土交通省 地価公示)

不良債権はいくらあったのか？

Goldman Sacksレポート(01・7・26)

不良債権総額は**237兆円** (cf. 貸出金総額 626兆円)

IMFレポート「日本の不良債権額は**公表額の3倍以上**」

cf. 金融再生法開示債権(02年3月期) **51兆円**

実際はどうだったか(全国銀行)？

92～06年度(15年間)の不良債権処分損累計 98兆円

不良債権残高(06年度末) 12兆円

バブル崩壊後15年間に発生した不良債権総額 **110兆円**

01年段階では既に60兆円以上処理済(→残りは**50兆円程度**)

バブル崩壊後の公的資金投入の経緯

1994.12	東京 2信組 破綻(日銀出資 200億円 による東京共同銀行設立)
1995.12	住専 7社破綻(公的資金 6850億円)
1996. 6	預金保険法改正(5年間ペイオフ凍結)
1997.11	拓銀、山一 証券の経営破綻
1998. 2	金融機能安定化法成立(健全行への資本投入、公的資金枠30兆円)
1998.10	金融再生法成立→ 長銀・日債銀 破綻(特別公的管理) 金融早期健全化法成立→ 第2次公的資本増強 (公的資金枠60兆円)
2000. 5	改正預金保険法成立(公的資本増強の恒久化、公的資金枠 70兆円)
2002.10	「金融再生プログラム」(自己資本不足銀行への公的資金注入を明記)
2003. 5	りそな へ公的資金注入(1兆9600億円)

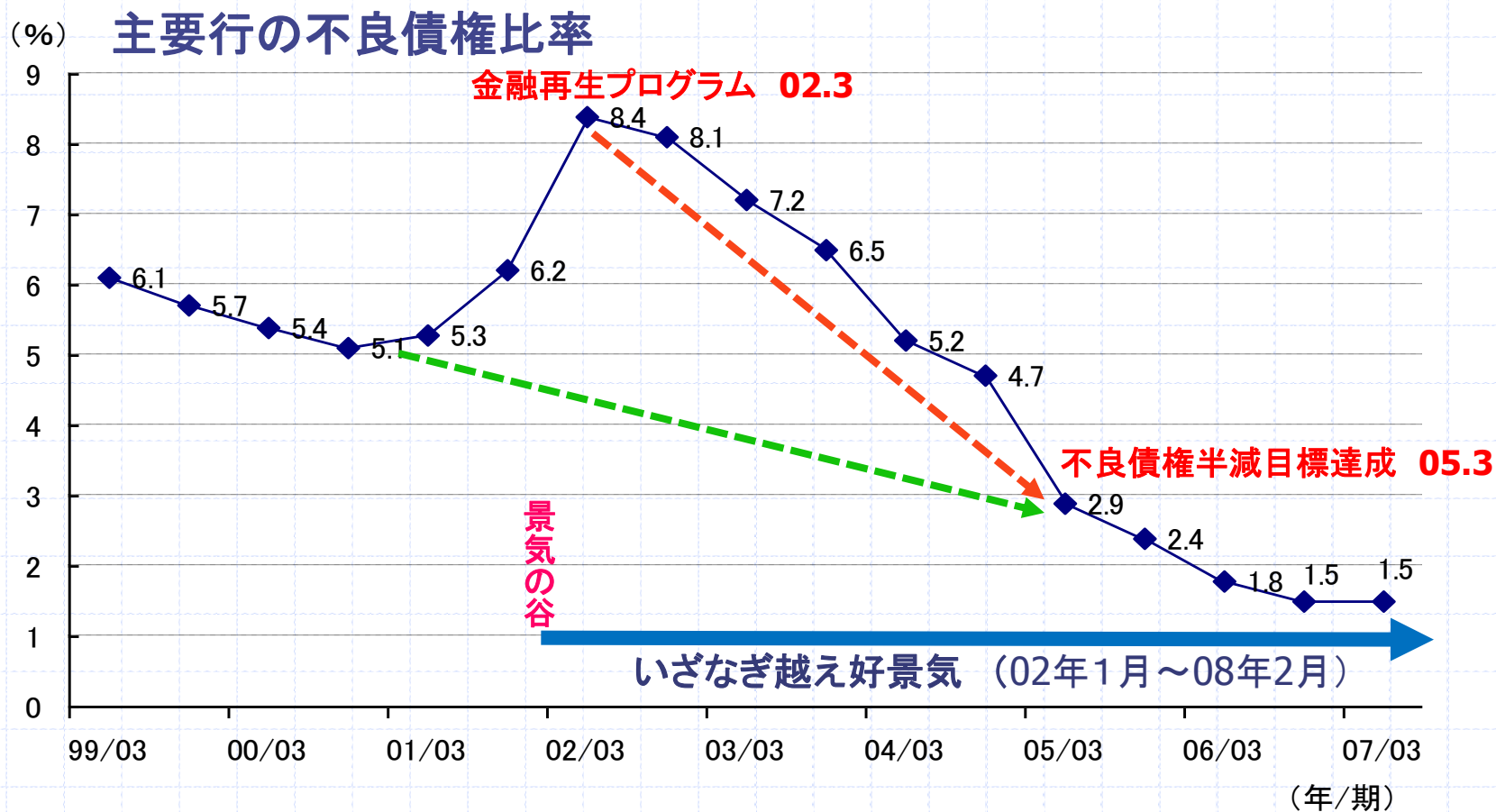
「創造的破壊」としての金融観

停滞する産業・商品に代わり新しい成長産業・商品が不断に登場する経済のダイナミズムを「**創造的破壊**」と呼ぶ。これが経済成長の源泉である。… こうしたことを通して経済資源が速やかに成長分野へ流れていくようにすることが経済の「**構造改革**」にほかならない。… 不良債権の最終処理を行うことにより、資源が成長分野に流れていくことが期待される。（骨太の方針 2001.6.26閣議決定）

企業名	02年間 最安値	05・11・ 11終値	株価回復 度(倍)	15.9.30 終値
熊谷組	9	508	56.4	373
千代田化工建設	41	2060	50.2	815
大京	34	745	21.9	202
住友重機械工業	46	804	17.5	471
いすゞ自動車	31	478	15.4	1195

(日経05・11・13)

経済の正常化と金融の安定



金融機関の破綻件数

年度	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06
銀行	1	0	0	0	2	1	3	5	5	0	2	0	1	0	0	0
信用 金庫	0	1	1	0	0	0	0	0	10	2	13	0	0	0	0	0
信用 組合	0	0	1	4	4	4	14	25	29	12	41	0	0	0	0	0
計	1	1	2	4	6	5	17	30	44	14	56	0	1	0	0	0

金融規制緩和の流れ 自由化・国際化・証券化

- **為替の自由化** 1979年12月
外為法全面改正(原則禁止から有事規制へ)
外資法廃止
- **金利の自由化** 1985年-94年
大口定期預金 → 小口定期預金 → 流動性預金
- **業務の自由化**(金融制度改革) 1992年
専門制・分業制の夕テ割り金融制度の改革
子会社方式による相互参入

護送船団方式 食糧管理制度、大規模小売店舗立地法

アメリカの金融改革

- 1933 **グラス・スティーガル法**(銀行・証券業務分離)
レギュレーションQ(預金金利規制)
- 1927 **マクファーデン法**(州際業務規制)
- 1975 **メーデー**(証券委託手数料の自由化) **金融革命**
- 1980 **金融制度改革法**(①預金金利の自由化、②業務範囲の拡大)
- 1980年代 **金融危機**(Land LDC LBO)、S&L破綻
- 1990年代 アメリカの**金融再生・世界制覇**
- 1999 **グラス・スティーガル法改正**(銀行・証券分離廃止)
- 2008 **リーマン・ショック**
- 2010 **トッド・フランク法**(ヴォルカー・ルール)

日本版ビッグバンの構想(1996. 11. 11)

「わが国金融システムの改革

－2001年東京市場の再生に向けて」

1 目標:

21世紀を迎える5年後の**2001年までに**、不良債権処理を進めるとともに、わが国の金融市場が**NY・ロンドン並みの国際金融市場**となって再生すことを目指す。

2 改革の3原則:

① **Free** (市場原理が働く自由な市場に)

－参入・商品・価格等の自由化

② **Fair** (透明で信頼できる市場に)

－ルールの明確化・透明化、投資家保護

③ **Global** (国際的で時代を先取りする市場に)

－グローバル化に対応した法制度、会計制度、監督体制の整備

1990年の世界

バブルの絶頂、「欧米に学ぶものなし」、日米欧3極？

(単位:購買力平価換算1990年国際ドル)

	人口 シェア	1人当たりGDP (世界平均比)	GDP シェア
日本	2.3%	18,789 (364.9%)	8.6%
西欧12カ国	6.0%	16,797 (326.2%)	19.5%
アメリカ	4.7%	23,201 (450.5%)	21.4%
中国	21.5%	1,871 (36.3%)	7.8%
インド	15.9%	1,309 (25.4%)	4.0%

為替レート換算
94年17.9%
(円高の魔術)

Angus Maddison “Historical Statistics of World Economy: 1-2008AD”

バブルの崩壊だけだったのか？

(世界における日本の位置づけの変化)

人口構造の歴史的変化

グローバル化の2側面 日本の苦境：グローバル化の挟み撃ち

①先進国の世界制覇 国際的な所得の格差

産業革命後の欧米、情報・金融革命後の米国

②発展途上国のキャッチアップ 国際的な所得の平準化

「日本人のできることは、中国人(インド人)にもできる。」

「経済力=人数×単価」への回帰

「脱亜論」とはタイムラグに過ぎなかった？

「金融立国」の構造（「単価」アップの手法）

世界の金融センター

「飛び切り優れた」ヒトAAA（年収1000万ドル）
世界を取り仕切る仕事〔ソロス、ゴーン〕

「極めて優れた」ヒトAA（年収100万ドル）
先回りをして伝統的な社会を再編成する仕事〔投資銀行、ファンド〕

伝統的な実体経済の世界

一般産業の組織（会社）
（モノづくり、サービス供給）

平均的なヒトB
（年収5万ドル）

金融機関

（この仕組みを助ける機能）

ちょっと気の利いたヒトA
（年収10万ドル）

「金融立国」の力の源泉

(ヒトより先回りのできる見識、**上前をハネる力**)

①システムのカ (グローバル・スタンダード設定カ)

覇権国の経験・実カ

ドル・英語・ペンタゴン

正統性・ソフトパワー

民主主義・市場経済・キリスト教

②個人のカ

アインシュタイン、フロイト、マルクス

チャップリン、ベッカム スピルバーグ、マーラー

ロスチャイルド、バーナンキ、キッシンジャー

キリスト

日本・日本人は「**ヒトの上前をハネるカ**」を持てるか？

それは日本人の流儀に合うか？

他の国はそれを認めるか？

銀行は私企業か？（公共性）

銀行法第1条(目的)

- 1 この法律は、銀行の業務の**公共性**にかんがみ、……国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 この法律の運用に当たっては、銀行の業務の運営についての**自主的な努力を尊重**するよう配慮しなければならない。

公共性

私企業性

聖書・コーランの金融観

「異邦人には利子を付けて貸してもよいが、あなたの兄弟に貸すときには利子を取ってはならない。」
(旧約聖書 申命記23・20)

「あなたがた信仰する者よ、真の信者ならばアッラーを畏れ、利息の残額を帳消しにきなさい。もしあなたがたがそれを放棄しないならば、アッラーとその使徒から、戦いが宣告されよう。」

(コーラン、雌牛章2-278)